

指定障害福祉サービス事業者 各位

健康福祉局障害保健福祉部  
障害者施設指導課長

利用者負担額等が発生しない利用者に対する領収証等の発行について（通知）

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、「川崎市指定障害福祉サービスの事業との人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第69号）」、「川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第71号）」、「川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第54号）」、「川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第55号）」において、各障害福祉サービスにおける利用者負担額等の受領の条文について、「費用の額の支払いを受けたときは、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない」と記載しています。

上記の条例に基づき、川崎市では実地指導等において、利用者負担額等が発生しない0円の利用者に対しても、領収証等を発行するよう周知、指導してまいりました。しかし、国が進めている規制改革における事務の簡素化の観点等から、利用者負担額等が発生しない利用者に対する領収証等の発行について、改めて検討し、以下のように方針を変更しましたので、お知らせいたします。

利用者から受領できる費用については省令や条例等を確認いただき、引き続き、適切な障害福祉サービスの提供について御協力くださいますようお願いいたします。

## 1 変更内容

### 【変更前】

利用者負担額等が発生しない（0円）の場合でも、領収証等の発行が必要である。

### 【変更後】

利用者負担額等が発生しない（0円）の場合、法定代理受領通知書（給付費等の額に係る通知）を利用者に対して通知すれば、領収証等の発行は必要ない。

※なお、利用者負担額等が発生する場合は、従前どおり請求書や領収証等の発行が必要になりますので、適切に御対応ください。

(事業者指導担当)

TEL : 044-200-0082

FAX : 044-200-3932

[40sidou@city.kawasaki.jp](mailto:40sidou@city.kawasaki.jp)